

物品調達業者登録申請書

記載説明書

令和7年度において湯浅町が発注する物品等の調達について、登録を受けようとする方は、次により書類を提出してください。

1 登録申請書願の受付期間、提出場所及び問い合わせ先

受付期間	令和7年2月3日（月）～2月28日（金） (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) ※受付期間以降についても随時受けます。 ただし、令和7年4月1日の時点における当該資格が得られないことがあります。
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
受付場所	和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1（〒643-0002） 湯浅町総務課 管財係 TEL：0737-64-1108 FAX：0737-63-3791
提出方法	持参または郵送。 (郵送の場合、受領書が必要であれば、返信用切手を貼った封筒を同封して下さい。)

2 登録の有効期間

令和7年4月1日より令和8年3月31日まで。

（令和7年4月1日以降に提出した場合は、受付日から令和8年3月31日まで）

3 提出条件

次の①～④いずれかに該当する者は資格審査願を提出することができない。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- ②参加を希望する営業種目が役務であって、申請書提出日現在において、参加を希望する営業内容の契約実績が1年以上ない者
- ③営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ④申請書提出時現在において、町税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者

4 提出書類

物品等の調達について登録を受けようとする業者にあっては、次の(1)から(8)に掲げる関係書類を完備して提出すること。

- (1) 物品調達業者登録申請書（別記様式1）
- (2) 納税証明書（町税等、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書）【正本・写し】
- (3) 商業登記簿謄本【写し】（法人のみ）
- (4) 営業に必要な許可・認可・登録等の証明書の【写し】（該当者のみ）
- (5) 代表者の身分証明書【正本】（個人のみ）
- (6) 印鑑証明書【写し】
- (7) 委任状（別記様式5）（該当者のみ）
- (8) 使用印鑑届（別記様式6）（該当者のみ）

5 提出書類作成（記入）上の注意事項

- ・添付書類はあらかじめ、その書式が規定されているもの（官公署等で定められているもの。）を除き、A4判の用紙でうす紙（半紙類）等は使用しないこと。
- ・書類提出の際は、ファイルやバインダー等で綴じたりせず、そのままの形で提出すること。

（1）物品調達業者登録申請書願（別記様式1）

- ア 「郵便暗号」「住所」「商号又は名称」「代表者肩書・氏名」は本社で記入すること。
- イ 代表者肩書・氏名の「実印」は、印鑑証明書又は印鑑登録証明書の印章を押印すること。
- ウ 「担当者氏名・電話番号」は書類の不備等が生じた際の連絡先を記入する。
- エ 「現在の登録の有無」の欄は、新規の場合「無」を○で囲み、更新の場合「有」を○で囲むこと。
- オ 「消費税の納税義務」の欄は、課税事業者の場合「課税」を○で囲み、免税事業者の場合「免税」を○で囲むこと。
- カ 「登録を希望する営業種目」の欄は、別添の「営業種目表」のうちから、登録を希望する業種について、その「番号」、「大・小分類の種目名」、「営業内容（50文字以内）」を順序よく記入すること。
「営業内容」の欄は、具体的に取扱物品名や役務の内容を必ず記入すること。
書ききれない場合は、次面に記入すること。

(2) 納税証明書【正本・写し】

登録申請書提出時前1ヶ年に納税義務の発生した町税等、消費税及び地方消費税について、未納のないことの証明書を提出するものとする。

なお、この証明年月日は登録申請書提出時前3ヶ月以内のものとする。

ア. 町税に未納がないことの証明書（地方公共団体が発行する証明書）

イ. 消費税及び地方消費税に未納のないことの証明

（本社の所在地の税務署が発行する証明書等）

《参考：納税証明書の提出区分》

区分		ア) 完納証明書【地方税】 県税等は不要	イ) 納税証明書等【国税】 (本社所在地の税務署)
非課税	湯浅町内に事業所がある	正本	不要
	湯浅町内に事業所がない	写し可	不要
課税	湯浅町内に事業所がある	正本	不要
	湯浅町内に事業所がない	不要	写し可

(3) 商業登記簿謄本【写し】（法人のみ必要）

法務局の商業登記簿謄本の写しとする。

なお、この証明年月日は登録申請書提出前3ヶ月以内のものとする。

(4) 営業に必要な許可・認可・登録等の証明書の【写し】（該当者のみ）

官公署（国、県、市町村）等の許可、届出、登録（資格）等がなければ営業のできない業種及び従業員（職員）が官公署による資格、登録等を保持しなければ営業のできない業種については、これらの証明書の写しを提出するものとする。

参考例

薬品関係、石油等関係、危険物等関係、車両（整備）関係、医療品・医療理化学機器関係、砂利・採石業関係、環境衛生関係、保守点検関係、消防・防災用品関係、食品関係、肥・飼料関係、古物売買関係、その他

(5) 代表者の身分証明書【正本】（個人のみ必要）

登録申請人が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことの証明書（本籍地の市町村役場で発行）なお、この証明年月日は登録申請書提出前3ヶ月以内のものとする。

(6) 印鑑証明書【写し】

法人にあっては法務局の印鑑証明書、個人にあっては市町村長の印鑑登録証明書。

なお、この証明年月日は登録申請書提出前3ヶ月以内のものとする。

(7) 委任状 (別記様式5) (該当者のみ提出のこと)

見積り、契約の締結、代金の請求・受領について、代理人に委任して行わせようとする者は、委任状に委任事項を記入の上、提出すること。

なお、委任状には「代金の請求・受領に関する一切の件」としか記入されていないが、その他の事項を委任する場合は、委任事項を記入すること。

ただし受付けるその他の委任事項は、以下の事項のみとする。

- 契約の締結に関する一切の件
- 代金の請求・受領に関する一切の件
- 復代理人の選任に関する一切の件

(8) 使用印鑑届 (別記様式6) (該当者のみ)

見積り、契約の締結、代金の請求・受領に証明された印鑑以外の印鑑を使用する場合のみ使用印鑑届を提出すること。

6 注意事項

(1) 資格の不決定

申請書の記入事項が未記入又は記入事項が著しく不合理であるもの及び添付すべき書類が不備、あるいは未添付のため、登録されないこともあるので記入及び書類の添付に当たっては、提出前に再度点検し、適正な書類の提出を行うこと。

(2) 登録の取消

次の項目に該当する行為を行った場合は、登録の取消又は一定の期間を定めて登録の停止とする。

ア 登録の取消

(ア) 虚偽記載 (イ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合

イ 登録の停止

(ア) 虚偽記載 (イ) 契約違反 (ウ) 賄賂 (エ) 独占禁止法違反

(オ) 談合 (カ) 暴力的不法行為等 (キ) 不正又は不誠実な行為

(3) 登録内容の変更

申請書(添付書類を含む。)の内容に変更(代表者の交替、所在地の変更、受任者の交替)があった場合には、速やかに「物品調達業者登録申請(登録)事項変更届(別記様式3)」を提出すること。

また、登録の有効期間内に登録業種の追加・変更を希望する場合は、返信用封筒で「物品調達業者登録申請営業種目変更書(別記様式2)」を提出すること。添付書類は5ページ参照。

(4) 登録の廃止（別記様式4）

登録の必要がなくなった場合には、速やかに「登録廃止届（別記様式4）」を提出すること。

「物品調達業者登録申請 営業種目変更書」、「物品調達業者登録申請（登録）事項変更届」提出時の添付書類

[●の書類を提出してください。○は該当者のみ提出する書類です。]

提出書類 変更事項	物品調達業者登録申請 営業種目変更書（別記様式2）	物品調達業者登録申請（登録）事項変更届（別記様式3）	委任状（別記様式5）	登記簿謄本【写し】（法人のみ）	代表者身分証明書【正本】（個人のみ）	印鑑（登録）証明書【写し】	営業に必要な許可等の証明書の【写し】	使用印鑑届（別記様式6）	宛名を記入し、切手を貼った返信用封筒
代表者の変更		●	○	●	●	○			○
商号、組織の変更		●		●		●			○
印鑑の変更		●				●		○	○
所在地の変更		●		●					○
電話番号、FAX番号の変更		●							○
受任者の変更		●	●						○
委任事項の変更		●	●						○
その他登録事項の追加・変更		●							○
営業種目の追加、変更	●			●			○		○

營業種目表

番号	大分類	番号	小分類		番号	大分類	番号	小分類	
1	文具・事務用機器類	1	文 具	文房具類	11	機械器具類	1	測量用機器	トランシット、レベル、コンパス等
		2	用 紙	洋和紙、感熱紙、加工紙等			2	農林水産機器	トラクター、芝刈機等
		3	事務・OA機器	計算機、複写機、シュレッダー、コンピュータ、周辺機器等			3	一般工作機器	切断機、工具等
		4	事務用調度品	事務用イス・机(スチール・木製)、キャビネット、金庫等			4	厨房機器	調理台、調理器、流し台、その他厨房器具、温水器、冷凍冷蔵庫等
		5	印 章 用 品	木印、ゴム印、印形等			5	諸 機 器	空調機器、防犯灯具等
2	図書・教材類	1	書 籍	図書、雑誌、法規、地図、定期刊行物、図書券、図書カード等	12	土木・建設・建築材料類	1	鋼材・生コンクリート類	各種鋼材、セメント、生コンクリートアスファルト等
		2	教 材 用 具	学習教材用具、標本等			2	道 路 用 材	ガードレール、道路標識、保安用品等
		3	運動・レジャー用品	運動器具、各種スポーツ用品、レジャーアイテム、娯楽用品等			3	上・下水道用材	鉄管、塩化ビニル管等
		4	樂 器	各種楽器類、CD等			4	建 築 資 材	建築用金物、タイル、建具、ガラス、内外装材等
3	薬品類	1	一般医療薬品	一般医薬品等	13	看板・塗料類	5	諸 材 料	木材、凍結防止剤等
		2	その他の医療薬品	予防接種薬			1	看 板	看板、広告塔、パネル、ネオン等
		3	農 薬 品	除草剤、殺虫剤等			2	旗・のぼり・垂幕	旗、のぼり、横断幕、懸垂幕等
		4	理工化学薬品	凝集剤、活性炭、滅菌剤等			3	染 料 ・ 塗 料	
		5	衛 生 材 料	包帯、ガーゼ、脱脂綿、介護用品等					
4	油脂・燃料類	1	石 油	ガソリン、軽油、灯油、潤滑油、重油類	14	役 務	1	建 物 清 掃 等	建物清掃、公園清掃、植物管理等
		2	プロパン	プロパンガス(含容器)			2	環境衛生設備清掃	浄化槽の清掃及び保守点検、水質試験等
		3	そ の 他	薪、木炭、石炭、練炭等			3	施設設備保守管理	空調設備・消防設備・ボイラー・エレベーター・通信整備等の設備清掃及び保守点検等
5	家具・調度品類	1	家 具	タンス、応接セット、特注家具等			4	警 備	建物警備等
		2	室 内 装 飾 品	ブラインド、じゅうたん、カーテン、畳、室内装飾品等			5	情報処理サービス	電算処理、システム設計・保守、データ入力等
6	繊維・皮革・ゴム類	1	繊 維	衣料、被服、帽子、寝具、タオル等			6	各 種 調 査 委 託	環境調査、市場調査、地域調査等
		2	皮 革	革かばん、革靴等			7	運搬・運送・旅客業	運搬、梱包・発送、貨物運送、ハイヤー、タクシー、バス運行業、旅行業等
		3	そ の 他	ゴム製品(靴、シート、手袋等)、ビニール、プラスチック、ホース、雨具等、町指定ゴミ袋			8	イ ベ ン ト ・ 企 画	映像・音響製作、イベント企画運営等
7	印刷類	1	軽 印 刷	ハガキ・名刺印刷、活版印刷、オンドマンド印刷等			9	人 材 派 遣	
		2	一 般 印 刷	オフセット印刷等			10	廃棄物処理	廃棄物の処理、廃棄物の運搬等
		3	特 殊 印 刷	シール印刷等			11	そ の 他	害虫駆除(建物外)、造園、洗濯、翻訳、速記、楽器調律等
		4	製 本						
8	車両・船舶類	1	車 両	自動車、二輪車、自転車、運搬車、特殊車両等	16	写真・光学機器類	1	光 学 機 器	写真機等
		2	車両部品及び修理	上記に関する部品及び修理			2	写 真 ・ 青 写 真	現像、焼付け、フィルム等
		3	船 舶	鋼船、木船、ヨット、ボート等	17	食 品 類	1	食 糧 品	
		4	船舶部品及び修理	上記に関する部品及び修理					
9	電気通信機器類	1	家庭用電気機器	テレビ、ビデオ、冷蔵庫、掃除機、ストーブ、照明機器等	18	その他の物品	1	時 計 ・ 貴 金 属	時計等
		2	電気通信用機器	携帯電話、電話機、電話交換機、無線機、放送用機器、ファクシミリ等			2	記 章 ・ 記 念 品	記章、トロフィー、額縁、各種ノベルティ(ポケットティッシュ等)
		3	電 気 材 料	各種電気材料、電気配線器具、アンテナ等			3	金 物 ・ 荒 物 ・ 雜 貨 物	家庭用金物、日用雑貨品、陶磁器、ロープ等
10	医療・理化学機器類	1	医 療 機 器	生体検査機器、治療用・介護用機器、医療ベッド等			4	植 物	種苗、花木類
		2	理 化 学 機 器	各種実験機器、分析機器			5	肥 飼 料	
		3	光 学 機 器	顕微鏡、映写機等			6	リース・レンタル	
		4	計 測 機 器	計量、計測、測量機器(気象観測計、強震計等)			7	そ の 他	宣伝用品、警備用装備品等
		5	そ の 他	福祉用品・機器等					